

最近改正 令和3年3月26日例規（務）第40号

この度、別記のとおり警察署等の在り方検討委員会運営要綱を定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

警察署等の在り方検討委員会運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、大阪府警察運営審議会設置規程（平成3年訓令第6号）第11条の規定に基づき、警察署等の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）の任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

委員会は、変遷する治安情勢に的確に対応し、より効率的かつ効果的な警察業務の運営を図るため、将来を見据えた警察署等のあるべき姿について、必要な調査、研究、検討等を行うものとする。

第3 構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は警務課調査官（企画担当）を、副委員長は総務課管理官（企画担当）をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 情報管理課管理官（管理担当）
 - (2) 会計課管理官（予算担当）
 - (3) 施設課管理官（計画担当）
 - (4) 広報課管理官（報道担当）
 - (5) 警務課管理官（企画第二・第四担当）
 - (6) 監察室管理官（監察第一担当）
 - (7) 生活安全総務課管理官（企画担当）
 - (8) 地域総務課管理官（企画担当）
 - (9) 刑事総務課管理官（企画・養成担当）
 - (10) 交通総務課管理官（企画担当）
 - (11) 警備総務課管理官（企画担当）
 - (12) 警察学校総務部長
 - (13) 第一方面本部統括官
 - (14) 組織犯罪対策本部管理官（総務・企画担当）
 - (15) 犯罪対策戦略本部管理官（総務担当）
 - (16) その他委員長が指名する者

第4 会議

- 1 委員会は、委員長が必要の都度招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第5 庶務

委員会の庶務は、警務課において行う。